

定

款

沖縄電力株式会社

沖縄電力株式会社定款

第 1 章 総 則

(商号)

第 1 条 本会社は、沖縄電力株式会社と称し、英文では、The Okinawa Electric Power Company, Incorporated と表示する。

(目的)

第 2 条 本会社は、次の事業を営むことを目的とする。

- 1 電気事業
- 2 電気機械器具の製造、修理、販売及び賃貸
- 3 蓄熱式空調・給湯装置その他の電力需要平準化又は電気の効率利用に資する設備の製造、販売、リース、設置、運転及び保守
- 4 ガス供給事業
- 5 蒸気、温水、冷水等による熱供給事業
- 6 情報処理、情報提供サービス及びソフトウェアの開発、販売並びに電気通信事業法に定める電気通信事業
- 7 情報処理及び電気通信事業に関する情報通信機器の製造、修理、販売及び賃貸
- 8 石炭灰等の電力副産物及びそれを原材料とする製品の製造、販売
- 9 不動産の売買、賃貸借及び管理並びに駐車場の経営
- 10 深夜電力及び温排水を利用した水産物の生産、加工及び販売に関する事業
- 11 水耕栽培法による野菜、果物、花卉の生産及び販売に関する事業
- 12 ホテル、マリンレジャー施設、ゴルフ場、ゴルフ練習場の経営に関する事業
- 13 介護サービス事業及び老人ホームの経営
- 14 エネルギー利用、環境並びに前各号に関する調査、エンジニアリング、コンサルティング及び技術・ノウハウ・情報の販売
- 15 前各号に附帯関連する事業

(本店の所在地)

第 3 条 本会社は、本店を沖縄県浦添市に置く。

(機関)

第 4 条 本会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- 1 取締役会
- 2 監査等委員会
- 3 会計監査人

(公告方法)

第5条 本会社の公告は、電子公告によりこれを行う。

- 2 やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、那覇市において発行する沖縄タイムス、琉球新報及び東京都において発行する日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 本会社の発行可能株式総数は、9,280万株とする。

(自己株式の取得)

第7条 本会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 本会社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第9条 本会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- 1 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- 2 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- 3 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
- 4 次条に定める請求をする権利

(単元未満株式の買増し)

第10条 本会社の株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

(株主名簿管理人)

第11条 本会社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議又は取締役会から委任を受けた取締役の決定によって定め、これを公告する。
- 3 本会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備え置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託する。

(株式取扱規程)

第12条 本会社の株式及び新株予約権に関する取扱い、株主の権利行使に際しての手続き等及び手数料は、取締役会又は取締役会から委任を受けた取締役の定める株式取扱規程による。

(基準日)

第13条 本会社は、毎年3月31日現在の株主名簿に記載又は記録された最終の株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

- 2 前項にかかわらず、必要があるときはあらかじめ公告して、一定の日現在の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主又は登録株式質権者とする。

第3章 株主総会

(招集)

第14条 本会社の定時株主総会は毎年6月に、臨時株主総会は必要あるごとに、取締役会の決議に基づき社長がこれを招集する。社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の決議によって定めた順序により、他の取締役がこれを招集する。

(議長)

第15条 株主総会の議長は、社長がこれに任ずる。

- 2 社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の決議によって定めた順序により、他の取締役がこれに当たる。

(電子提供措置等)

第16条 本会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

- 2 本会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令に定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

第17条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めのある場合のほかは、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第18条 株主は、本会社の議決権を有する他の株主1名に委任してその議決権を行使することができる。この場合は、総会ごとに代理権を証明する書面を提出しなければならない。

(議事録)

第19条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録する。

第4章 取締役及び取締役会

(定員)

第20条 本会社の取締役は、18名以内とする。

- 2 前項の取締役のうち、監査等委員である取締役は、6名以内とする。

(選任)

第21条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。

- 2 取締役の選任決議は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- 3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(任期)

第22条 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
- 3 補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

(取締役会の構成及び招集)

第23条 取締役会は、取締役をもって構成する。

- 2 取締役会は、社長がこれを招集する。社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の決議によって定めた順序により、他の取締役がこれを招集する。
- 3 取締役会の招集通知は、会日の2日前までに各取締役に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

(取締役会の議長)

第24条 取締役会の議長は、社長がこれに任ずる。

- 2 社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の決議によって定めた順序により、他の取締役がこれに当たる。

(取締役会の権限及び重要な業務執行の決定の委任)

第25条 取締役会は、本会社の業務執行を決定するほか、法令又は定款に定める事項を行う。

- 2 本会社は会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって、重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。

(取締役会の決議方法)

第26条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第27条 本会社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会の議事録)

第28条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名を行うものとする。

(代表取締役)

第29条 取締役会の決議によって、社長1名を置き、なお副社長若干名を置くことができる。

- 2 社長及び副社長は、各自本会社を代表する。

(代表取締役の業務執行)

第30条 社長は、取締役会の決議に基づき、本会社の業務を統轄する。

- 2 副社長は、社長を補佐し、本会社の業務を執行する。
- 3 社長に事故があるときは、副社長が、社長、副社長ともに事故あるときは、あらかじめ取締役会の決議によって定めた順序により、他の取締役がその職務を代行する。

(会長)

第31条 取締役会の決議によって、会長1名を置くことができる。

- 2 会長は、これを代表取締役とする。
- 3 会長を置いた場合には、第14条、第15条、第23条及び第24条中の「社長」とあるのは「会長」と読み替えるものとする。

(取締役の責任免除)

第32条 本会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項の取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。

- 2 本会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第5章 監査等委員会

(監査等委員会の構成及び招集)

第33条 監査等委員会は、監査等委員をもって構成する。

- 2 監査等委員会の招集通知は、会日の2日前までに各監査等委員に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

(監査等委員会の決議方法)

第34条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(監査等委員会の議事録)

第35条 監査等委員会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、これを議事録に記載又は記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印又は電子署名を行うものとする。

(常勤監査等委員及び常任監査等委員)

第36条 監査等委員会の決議によって、常勤監査等委員を置くことができる。

- 2 監査等委員会の決議によって、常勤監査等委員の中から常任監査等委員を置くことができる。

第 6 章 計 算

（事業年度）

第37条 本会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

（剰余金の配当）

第38条 本会社は、株主総会の決議によって、毎年3月31日現在の株主名簿に記載又は記録された最終の株主又は登録株式質権者に対し、剰余金の配当（以下、「期末配当金」という。）を支払うものとする。

（中間配当金）

第39条 本会社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日現在の株主名簿に記載又は記録された最終の株主又は登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（以下、「中間配当金」という。）を支払うことができる。

（剰余金の配当の除斥期間）

第40条 期末配当金及び中間配当金が、その支払開始の日から起算して5年以内に受領されないときは、本会社はその支払の義務を免れるものとする。

附 則

（監査役の責任免除に関する経過措置）

第1条 本会社は、取締役会の決議によって、第54回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。

制 定	昭和 47 年 5 月 13 日
変 更	昭和 50 年 5 月 29 日
変 更	昭和 50 年 12 月 5 日
変 更	昭和 62 年 8 月 24 日
変 更	昭和 63 年 6 月 29 日
変 更	昭和 63 年 9 月 30 日
変 更	平成 元 年 6 月 29 日
変 更	平成 3 年 6 月 27 日
変 更	平成 6 年 6 月 29 日
変 更	平成 11 年 6 月 29 日
変 更	平成 14 年 6 月 27 日
変 更	平成 15 年 6 月 27 日
変 更	平成 16 年 6 月 29 日
変 更	平成 18 年 6 月 29 日
変 更	平成 20 年 6 月 27 日
変 更	平成 21 年 6 月 26 日
変 更	平成 25 年 6 月 27 日
変 更	平成 27 年 6 月 1 日
変 更	平成 28 年 6 月 1 日
変 更	平成 29 年 6 月 1 日
変 更	平成 30 年 6 月 1 日
変 更	令和 4 年 6 月 29 日
変 更	令和 8 年 6 月 26 日